

広島県告示第二百二十六号

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）第九条第十二号の規定に基づき、知事が指定する区域を次のように定め、平成十年広島県告示第四百三十九号（広島県港湾施設管理条例に基づく区域の指定）は、廃止する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 広島港宇品外貿地区、海田地区、五日市地区及び出島地区において、貨物の搬入、搬出又は荷造り等の作業に必要な港湾施設の存する区域

二 福山港箕島地区及び箕沖地区において、貨物の搬入、搬出又は荷造り等の作業に必要な港湾施設の存する区域